

八街市公共施設等整備基金条例の制定について

1. 基金の現状

基金とは、地方公共団体が条例の定めるところによって、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のことをいいます。

本市の基金の現在高は下記の通りとなっております。

基金名	平成29年度末現在高（単位：千円）
財政調整基金	2,407,400
塵芥処理施設建設改良基金	6,600
し尿処理基金	89
用排水路建設改良基金	241
教育施設建設改修基金	0
減債基金	122,303
青少年育成基金	9,963
地域振興基金	1,988
地域福祉基金	23,010
落花生の郷やちまた応援 寄附金によるまちづくり基金	35,606
文化会館建設基金	1,651
野球場建設基金	2,591
東日本大震災復興基金	218

基金総額のうち、主に年度間における財源の調整を目的とした財政調整基金の比率が高いことが、本市の基金残高の特徴です。

2. 制定の目的

公共施設等（学校、幼稚園、保育園、庁舎、クリーンセンター、社会教育施設など）の整備費につきましては、整備を行う年度に多額の経費が必要となります。

従いまして、将来、本市の公共施設等を整備するための財源を確保するために、八街市公共施設等整備基金条例を制定しようとするものです。

3. 条例（案）の概要

- ・本条例（案）の制定について

我が国において、公共施設やインフラ資産の老朽化対策が大きな課題となっています。

本市においても、公共施設等の老朽化は進行しており、厳しい財政状況が続く中、将来的に多額の維持修繕費や更新費用が必要となることが見込まれています。

本条例（案）では、同様な考えのもと、条例の整備が行われている他市の条文を参考として作成しました。

内容につきましては下記に示したとおりです。

- ・条例設置の規定

公共施設等（学校、幼稚園、保育園、庁舎、クリーンセンター、社会教育施設など）の整備や改修、維持管理に要する経費に充てるために基金を設置します。

- ・基金の積立て方法

当該年度の一般会計の歳入歳出予算で定める額とします。

- ・基金の管理方法

基金に属する現金は、金融機関等への預金等有利な方法により保管します。

また、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券（※1）に換えることが出来ます。

運用益金（※2）は一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てます。

- ・基金の処分について

基金に属する現金は、公共施設等（学校、幼稚園、保育園、庁舎、クリーンセンター、社会教育施設など）の整備や改修、維持管理に要する経費に充てるために必要があると認められるときは、その全部又は一部を使用することが出来ます。

- ・繰替運用について

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金（※3）に繰り替えて運用（※4）することができます。

- ・条例施行予定日

平成31年4月1日からの施行を予定しています。

4. 用語の説明

※1 最も確実かつ有利な有価証券

・有価証券とは国債や地方債、株券などをいいますが、最も確実かつ有利な有価証券とは、いつでも現金化ができ、元本が保証され、利子が有利な有価証券をいいます。

※2 運用益金

・運用益金とは、金融機関等に現金を保管したことで得た利息や、有価証券の利子などの利益金をいいます。

※3 歳計現金

・歳計現金とは、市の会計年度における、一切の収入又は支出に係る現金をいいます。

※4 繰り替えて運用

・繰り替えて運用とは、歳入と歳出の時期のずれにより、一時的に歳計現金が不足した場合に、当該基金を利用することをいいます。すなわち、基金に属する現金を、運転資金として、市の一般会計や特別会計に貸し付けることをいいます。